

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18730034

研究課題名（和文） 国際法上の緊急状態理論

研究課題名（英文） The Doctrine of Necessity in International Law

研究代表者

山田卓平(YAMADA TAKUHEI)

神戸学院大学・法学部・准教授

研究者番号：00330415

研究成果の概要：

現在における慣習法上の緊急避難一般規則の規範内容を明確化するべく、国家実行、国際裁判例、法典化作業、学説の分析を遂行し、6 点の論文を公表した。それにより、今日では緊急避難一般規則が慣習法として確立しつつあること、その規範内容は ILC 条文を基礎としつつも、実践により若干の修正・展開が見られることなどを明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,000,000	0	1,000,000
2007 年度	500,000	0	500,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	150,000	2,150,000

研究分野：国際法

科研費の分科・細目：3403 国際法学

キーワード：国際法、国家責任、緊急避難、緊急状態

1. 研究開始当初の背景

緊急状態 (state of necessity) をめぐる問題は、自己保存の要請と法秩序の維持の要請が衝突する問題である。この問題はどのように国際法の枠内に取り込まれ、どのような理論的位置を与えられてきたのだろうか。この問題は、その重要性にかかわらず、これまで十分な研究がなされてきたとは言いがたい。特に、近年、武力行使を正当化するために緊急

状態理論を主張する例が見られることから、本問題の研究は、現代国際社会において、一刻も早く完成されるべき重要課題であると思われた。

2. 研究の目的

この問題をめぐっては、その濫用の歴史から、本理論への反対説が有力に主張されてきた。しかし、国際社会において、何らかの緊

急状態が起こる可能性を否定できず、自己保存の要請に迫られる場合がありうるという現実を無視はできない。

その観点からすると、緊急状態理論の問題性や危険性を認識しつつも、その理論を全く否定してしまうのではなく、むしろその内容をより洗練させようとしてきた一部の国際法学者による努力は、それ自体積極的に評価されるべきである。我々が為すべきことは、先人が行ってきた、緊急状態理論の洗練化の作業を引き継いでいくことである。具体的には、今日までに発展してきた緊急状態理論の内容の実定性、内容的正当性、理論的整合性を検討し直し、より正当かつ理論整合的な実定法規範を提示していくことが本研究の目的となる。

3. 研究の方法

上記の目的の達成のために具体的に研究が必要なのは、国家実行の検討、国際裁判例の検討、法典化作業・学説などの検討である。

4. 研究成果

(1) 「国家実行の検討」に当たる業績が下記雑誌論文 3) である。「緊急避難規則は武力行使には適用されない」というテーゼの実証性の検討として、1990年代の北イラクへのトルコの越境軍事活動の実行を分析した。関係諸国家による安保理への書簡、記者発表、議会での議論などの検討から、同実行が「緊急避難規則は武力行使には適用されない」というテーゼと矛盾しないことを指摘した。

(2) 「国際裁判例の検討」に当たるのが、下記雑誌論文 1)2)、下記図書 1)の 3点である。

論文 1)は緊急状態を基礎とした人権条約

上の例外規定たるデロゲーション条項について、欧州人権条約機関の判断の分析を通して検討した。慣習法規則の検討そのものではないが、その前提として研究しておくべきと判断した。本稿の検討により、欧州人権条約機関は、「緊急事態の存在」要件については国家の判断に譲る一方で、「デロゲーション通知」と「措置の均衡性」の両要件によりできる限り統制を及ぼしていく手法をとってきたことを明らかにした。

論文 2)は、投資紛争解決国際センター (ICSID) 仲裁裁判所が緊急避難について検討した最近の 3 つの判断を分析した論文。3 つの判断の共通点として、1)ILC 国家責任条文第 25 条が挙げる緊急避難の要件リストを慣習法として承認するが、2)「不可欠の利益」要件の認定については、危険の重大性・急迫性の要件の検討と絡めて、ケース・バイ・ケースで総合的に判断していることを指摘した。一方、各判断内容の相違点の分析から、1)「避難行為の唯一性」「避難行為国の寄与なし」要件の認定基準、2)「避難行為の均衡性」要件の判断時に考慮される利益主体の範囲、3)避難行為による損害についての金銭支払義務の有無、4)慣習法上の緊急避難規則の内容を様々な条約の緊急事態条項の解釈にそのまま持ち込むことの可否、という諸問題が検討課題として見出されることを指摘した。

図書 1)では、違法性阻却事由としての「緊急避難」が実定国際法を反映したものかを検証すべく、17 件の国際裁判例を分析した。その結果、1)1990 年代初めまでの国際裁判例は緊急避難という一般的例外事由の存在について明確な見解を述べてこなかったが、2)ILC の作業の影響を受けた 1997 年国際司法裁判所 (ICJ) ダム計画事件判決を契機に、緊急避難を国際慣習法規範と認める裁判例が現れるようになったことを明らかにした。

加えて、3)緊急避難の場合でも避難行為は
何らかの金銭支払義務を負う可能性がある
ことを指摘した。

(3) 「 法典化作業・学説の検討」に当たる
のが、下記雑誌論文 4)5)および学会発表の 3
点である。これらでは、緊急状態理論への批
判が収束してきた要因は何かという観点か
ら、同理論の歴史的発展過程を分析した。具
体的に指摘したのは以下の諸点である。1) 緊
急権ではなく、抗弁としての緊急避難理論が
主流になったこと、2) 避難行為による相手側
の損失について、金銭支払義務の発生可能性
を黙認したこと、3) より実定法規範に馴染む
と思われる「不可欠の利益」概念を導入した
こと、4) 無実の相手側の利益に配慮するた
めに、利益衡量の要件を導入したこと、5) 強
行規範に抵触する避難行為を許容しないこ
とにより、特に、国連憲章第 2 条 4 項違反の武
力行使への適用可能性を否定したこと、6) 条
約・慣習法による適用排除を認めて、緊急避
難の適用範囲を制限しようとしたこと、7) 緊
急避難適用の厳格化のために、消極的規定方
式を採用したこと。

(4) 以上の一連の研究により、今日における
緊急避難一般規則の規範内容の明確化を図
った。今後は新しく生じる国際実践をフォロ
ーして内容をアップデートすることが求め
られる。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文](計 5 件)

山田卓平「欧州人権条約のデロゲーション
ン条項の実践」神戸学院法学 38 卷 3/4 号
(2009 年 3 月)(原稿提出済。頁未確定。)

山田卓平「最近の ICSID 仲裁事例におけ
る緊急避難をめぐる判断」国際法外交雑誌
[査読あり]106 卷 3 号(2007 年 11 月)56-76
頁

山田卓平「敵対武装集団掃討のための越
境軍事活動と緊急避難理論 - 北イラクにお
けるトルコの行動を素材として - 」神戸学院
法学 36 卷 2 号(2006 年 12 月)135-164 頁

山田卓平「国際法における緊急状態理論の
歴史的展開と実証性 - 武力行使への適用可能
性の問題を中心に - 」国際法外交雑誌 [査読
あり]105 卷 3 号(2006 年 11 月)24-45 頁

山田卓平「国際法における緊急状態理論の
歴史的展開」神戸学院法学 35 卷 4 号(2006 年 4
月)1021-1077 頁

[学会発表](計 1 件)

山田卓平「国際法上の緊急状態理論 - そ
の歴史的展開と現代における課題 - 」国際法
学会 2006 年春季大会、2006 年 5 月、岡山大
学

[図書](計 1 件)

浅田正彦編、有信堂、『安藤仁介先生古稀
記念 二一世紀国際法の課題』、2006 年 7 月、全
507 頁(223-249 頁「国際法上の国家責任論に
おける緊急避難 - 国際裁判例の検討を中心と
して - 」を執筆担当)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田卓平(YAMADA TAKUHEI)
神戸学院大学・法学部・准教授
研究者番号:00330415

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者